

(参考)万博会場への搬入出について

R6.11.19時点

※今後変更の可能性あり

・博覧会協会の「施設利用ガイド第2版(2024.10)」において、車両の入退場手続が一部示されたが、貨物車両の搬入出ルールなどについては、現在調整中(ex.「Matsuri」P46～)。また、場内の貨物取扱指定事業者については、協会のガイドラインに以下のとおり掲載。

場内貨物取扱指定事業者について ※「貨物の取り扱いに関するガイドライン(2024. 8改訂版)」P2

- 特別規則第7号第5条に従い、博覧会会場内の貨物の取扱いについては、安全及び業務の効率化のため、場内貨物取扱指定事業者を指定する。
- ・参加者又は当該参加者の委託を受けた運送事業者は、博覧会会場内での貨物の取扱いについては、原則として、下表に掲げる場内貨物取扱指定事業者に委託しなければならない。
 - ・以下の行為は場内貨物取扱指定事業者のみが行うものとする。
 - 1) 車両からの貨物の取卸し及び積込み
 - 2) 博覧会会場内における貨物移送
 - 3) パビリオン及び施設内への貨物の搬入作業及び搬出作業
 - 4) 展示品等の開梱、据付け、組立及び撤去
 - 5) 上記 1)～4)に付帯する事業

(場内貨物取扱指定事業者)

No	会社名	事務所	メールアドレス	電話番号
1	日本通運株式会社	大阪支店 EXPO2025 Team NX	expo2025@nipponexpress.com	06-6569-1201
2	住友倉庫グループ・間口グループ共同企業体	アジア太平洋トレードセンター事務所	expo2025@sumitomo-soko.co.jp	06-6654-8712

- ただし、次のいずれかに該当する場合には開催者の確認を得たうえで場内貨物取扱指定事業者以外の者でも、それぞれ必要な行為を行うことができる。
- ・ 車両から取卸し等のため、荷役機械又はその車両の運転手以外の作業員を必要としない場合(車両に付属する車両積載型クレーンは博覧会会場内では使用できない。車両からの取卸し及び積込作業は場内貨物取扱指定事業者に委託する)。
 - ・ 展示品の据付け、組立、撤去を行うに際し、参加者と雇用等の関係のある技術者がこれらの行為を行う場合(当該技術者は作業の指示を行うだけで、技術者から指示を受ける作業員及び荷役機械は、場内貨物取扱指定事業者に委託する)。

なお、博覧会協会が推奨する場内貨物取扱指定事業者の場合、集荷から一時保管、会場内への貨物運搬ドライバーのAD証申請や駐車場予約をワンストップで対応可能とのこと。